

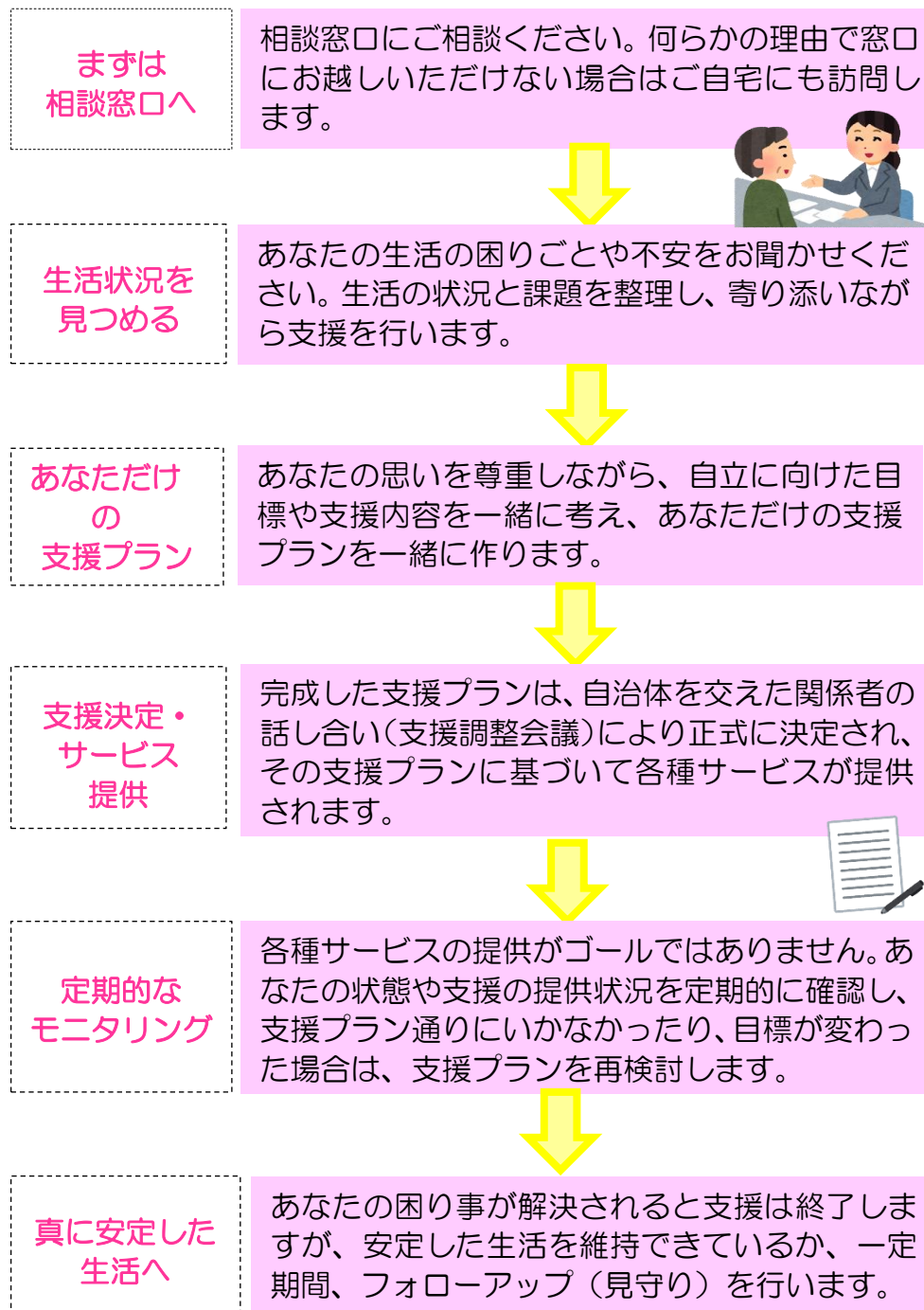
■ どんな人が利用できるの？

暮らしに困る理由や状況は様々ですが、例えば次のような人が、利用できます。

- ・ 離職後、求職の努力を重ねたが再就職できず、ひきこもっている人
- ・ 高齢で体の弱った親と二人暮らしを続けるうちに、地域から孤立している人
- ・ 仕事をしたいが、生活リズムも崩れていて、働ける自信がない人
- ・ 家計の管理がうまくできないために、借金の連鎖を止められない人など

■ 相談から支援までの流れ

(相談無料・秘密厳守) >



まずはお困りのことをお聞かせください。ご本人だけでなく、ご家族など周りの方からの相談でも受け付けします。

■ 相談・お問い合わせ先

米原市役所 社会福祉課 (山東庁舎)

住所：〒521-0292
滋賀県米原市長岡 1206
TEL：0749-55-8102
FAX：0749-55-8130
メール：syakaifukushi@city.maibara.lg.jp

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会

住所：〒521-0023
滋賀県米原市三吉 570
米原地域福祉センターゆめホール
TEL：0749-54-3105
FAX：0749-54-3115
メール：maibarashi-shakyo@leto.eonet.ne.jp

生活困窮者自立支援事業に基づき、ご相談をお受けし、支援につなげます。

仕事、家計、暮らしのことでお困り事はありませんか？

あなたのその悩み
ご相談ください！

